

## 法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」がとりまとめた答申案に対する会長声明

1 2014年（平成26年）7月9日開催の法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」（以下「特別部会」という）において、答申案がとりまとめられた。

特別部会は、郵便不正事件など捜査機関の信頼性を大きく揺るがす事態の発生を受け、「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など」について法務大臣から諮問を受けた部会である。

しかし、答申案は、冤罪を生み出す危険を有する司法取引の導入や、国民のプライバシー、通信の秘密等を侵害しかねない通信傍受の対象の大幅な拡大、手続簡略化など、捜査機関の信頼性を大きく揺るがす事態が発生したことを受けてなされた諮問の趣旨を逸脱するともいえる捜査権限の拡大を含むばかりか、取調べ状況の録音・録画については上記可視化の諮問に鑑みてもきわめて不十分な内容となっている。

よって、当会は、これらについて、答申案に則り法制化されることに反対するとともに、今後、法制化の過程において、答申案を今一度慎重に検討し、捜査機関の信頼性を大きく揺るがす事態が発生したことに立ちかえった議論がなされることを求める。

### 2 取調べの可視化について

答申案は、録音・録画の対象事件を、裁判員裁判対象事件と検察官独自捜査事件に限定した。しかし、これらの事件が全刑事事件の中で占める割合は3%程度と極めて少なく、対象とならない97%という大半の事件において、密室での取調べによる自白強要を防止できない。

また、答申案は、これらの義務付けの対象となる事件にあっても、被疑者が記録を拒否したことその他の被疑者の言動により記録をすれば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるときや、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合、被疑者もしくは親族に害を加え又はこれらの者を畏怖もしくは困惑させるおそれがあり、十分な供述をすることができないと認めるときなどには録音・

録画は実施しないという例外を認める。しかし、これらの例外は、あまりに広範かつ曖昧であって、捜査官が可視化について上記例外事由があると「認める」場合には可視化の例外とされ恣意的に運用される危険性がある。

このように、答申案はあまりに限定的な対象事件についてさらに広範かつ曖昧な要件で例外を認めるものであり、これでは「取調べの可視化」による適正な取調べの検証は困難である。

これまで、一貫して、全ての事件で例外なき取調べの全過程の録音・録画すなわち「取調べの可視化」を求めてきた当会としては、たとえ段階的導入を前提にしたものであっても、答申案の可視化はきわめて不十分なものと評価するほかない。

### 3 司法取引について

答申案は、司法取引として、捜査・公判協力型協議・合意制度を導入する。これは、死刑・無期懲役となるような犯罪を除いた罪のうちの多くの罪（特定犯罪という）につき、大要、「被疑者・被告人が他人の犯罪事実について知識を有すると認められる場合に、必要と認めるときは検察官との間で公訴を提起しないことや公訴を取消すことや略式罰金事件として処理することなどを合意することができる」制度（以下、「本司法取引制度」という。）である。

本司法取引制度における合意は「検察官と被疑者・被告人及び弁護人との連署した書面によるものとし、合意をするための必要な協議も検察官と被疑者・被告人及び弁護人との間で行うものとする」とされている。但し、被疑者・被告人及び弁護人に異議がないときは協議の一部を弁護人抜きでも行うことができる」とされている。また、「司法警察員も検察官の個別の授権の範囲内において、これらの合意の提案を被疑者・被告人及び弁護人に提示できる」とされている。本司法取引制度は、このように捜査段階や公訴提起後において検察官が被疑者や被告人に対して他人の犯罪についての捜査や公判維持のための協力をさせる代償として、その被疑者・被告人に公訴を提起しなかったり、より軽微な処分をすることを約束することを骨子とする制度である。

しかし、本司法取引制度が導入されると、供述重視の捜査手法に傾く危険がある。すなわち、本司法取引制度導入により捜査機関が与えられた強大な国家権力

を十分行使して客観的な証拠を集めることによる実体的真実を探ることを放棄し、安易に、取引をして供述を引きだそうとしてしまう危険がある。

また、本司法取引制度については、常に、被疑者・被告人が自己の刑責を少しでも軽くしたいがために無関係な第三者を巻き込み、冤罪を生み出すことの危険性も危惧される。

このように、本司法取引制度の導入は、冤罪を生み出す危険のある新たな捜査手法、捜査権限の拡大を認めるものであり、捜査機関の信頼性を大きく揺るがす事態が発生したことを受けて取調べによる冤罪を防ぐために設置された特別部会設置の趣旨と相反する。

そして、本司法取引制度では、取調べと合意のための協議の手続きが厳密に峻別されていないために、弁護人不在の取調べ（特定犯罪については基本的に取調べの可視化の対象犯罪とされていない）において事実上の協議がもちかけられて取引が行われ、その後に合意のための協議がなされた場合には、弁護人として手続きの適正さについての十分なチェックができない。また、弁護人が協議の当初から関与できたとしても、弁護人が処分の軽減を求めて合意したいと考える被疑者・被告人の意向を無視することは困難である。さらに、被告人・被疑者から弁護人が協議の一部に参加することを差し控えるよう求められた際には、弁護人としてはこれを拒むのは困難である。

このように弁護人が手続きの適正さを十分にチェックすることはきわめて困難である。そもそも巻き込まれる他人本人やその弁護人が関与できない以上、事件と無関係の他人を巻き込んでしまう危険性は排除できないものであって、制度としても極めて問題の多いものと断ぜざるを得ない。

#### 4 通信傍受制度について

答申案は、通信傍受の対象犯罪を拡大し、傍受手続を簡略化できるとする。

対象犯罪に、新たに、窃盗、詐欺、恐喝などの多くの犯罪を加え、新しく拡大された対象犯罪とされたものについては、従前から対象とされてきた犯罪における「数人の共謀による犯罪であると疑うに足る状況があるとき」という要件に加え、さらに「あらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われたと疑うに足る状況がある」という要件が付加された。傍受手続に

については、新たに捜査機関の施設に設置された特定装置に伝送する方法や、即時に暗号化して改変を防止する方法での傍受については通信事業者等の立会いや記録媒体の封印は要しないものとされている。

この通信傍受については、従前、通信傍受法が制定された際にも、国民の通信の秘密を冒すものとして憲法違反の疑いが指摘されていた。ところが、このたびの答申案では、対象犯罪が窃盗、詐欺、恐喝の罪などにまで拡大され、その懸念は一層強くなった。傍受を認める要件として、数人の共謀とか、役割分担に従って行動する人の結合体によるという要件が付加されたとしても、共犯事件にある場合には、常にそのような疑いがあると評され得るのであるから、共犯関係にあること以上の縛りはないに等しく、通信傍受が広範かつ恣意的に運用される危険性は高い。

また、通信事業者の立会い等は傍受手続きが適正に行われていることを担保するものであるから、この立会いが不要とされれば傍受手続きの適正さを担保するものがなくなり、捜査機関の独走、国民のプライバシーや通信の秘密等の侵害の危険性が強く懸念される。

このように、通信傍受の対処範囲の拡大、傍受手続の簡略化は、国民のプライバシー、通信の秘密等を侵害しかねない捜査権限の拡大を認めるものであり、捜査機関の信頼性を大きく揺るがす事態が発生したことを受けてなされた諮問の趣旨を逸脱するといえるものである。

- 5 以上の通りであり、当会は、上記の取調べの録音・録画、本司法取引制度、通常傍受について答申案に則り法制化することに反対するとともに、今後、法制化の過程において、答申案を今一度慎重に検討し、捜査機関の信頼性を大きく揺るがす事態が発生したことに立ちかえった議論がなされることを求める。

2014年（平成26年）7月25日

兵庫県弁護士会

会長 武本夕香子